

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A大学（以下「大学」という。）の事務局長に就任し勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後0時15分頃、用務のため事務局長室に入室した職員に、ソファ上で意識のない状態で横たわっているのを発見された。

被災者は、B病院に救急搬送され心肺蘇生が施されたが反応なく、同日午後1時40分に直接死因「急性心不全」（以下「本件疾病」という。）により死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、C医師の意見及びD医師の意見より、審査官の決定書理由第2の2の(2)のアでも説示されているとおり、被災者は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。決定書別添。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無について

ア 被災者は、発症日前日にEの大学本部に学主への説明のため出張しているが、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 被災者の発症前1週間の勤務状況は、代休を含め3日間の休日が確保されており、同期間の総労働時間数は30時間、時間外労働時間はなく、労働時間等の負荷要因は認められない。

ウ 被災者の発症前おおむね6か月間の時間外労働については、被災者の役職が学長補佐兼事務局長であることからタイムカード等の記録がないが、大学関係者の申述からは時間外労働はほとんど認められていない。なお、監督署が被災者所有のパソコン内ファイルの更新日時及び出張場所等から推計した結果によると、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は15時間14分、発症前2か月間ないし6か月間の平均時間外労働時間は発症前2か月

が最大で25時間55分であり、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働は認められないことから、業務と発症の関連性は弱いものと判断する。

エ 請求人は、被災者にとってEの土地確保等に係る出張がストレスになっていた旨の主張をしているので、以下において検討する。

被災者が大学の事務局長に就任した平成〇年〇月から同年〇月〇日までの間の出張については、被災者が届け出た出張命令申請書・精算書等及び学長からの申立書などから、主に、①Eの大学本部へ24回、②大学の関連校であるF市のG専門学校へ8回、③文部科学省へ8回、④財務局H事務所へ6回等で全57回57日、認められるところであるが、宿舎のあるI県J市を起点・終点とする出張は9回と限られており、その多くはK県L市の自宅を起点又は終点とする出張と判断される。また、出張内容については、出張先部署への挨拶、打合せ等がほとんどで、請求人が主張する精神的緊張を伴うものとは認められない。また、被災者は、請求人が述べているとおり、国立大学の事務局長や高等専門学校の学校長などを歴任し、M大学の副学長兼事務局長を経て現職となった職歴からしても、請求人が主張するような多大なストレスがあったとは認められない。

オ 出張のうち、文部科学省への出張は、前記のとおり同年〇月〇日の就任挨拶を始め、事前相談等を含め8回認められ、その内容は新学部設置に関する打合せが主であり、請求人が主張するN学部の審査会へは同年〇月〇日に出席が認められるが、「〇学部設置に関する面接審査について（記録）」と題する資料によると、理事長や学部長予定者などが各々分担して説明している。請求人は当該審査会に提出した文書を作成した者はPではなく被災者であったと主張するが、上記の状況に加え、関係者の申述内容からは被災者は文書作成を含め業務全体を統括する立場にあったものの、資料作成等は部下に行わせていたものと判断される。

カ 請求人は、Q及びRについては被災者との付き合いがなかったことから、申述内容に疑義がある旨主張している。この点、Qは、教務課長兼新学部設置準備室主幹として、〇学部等の新設のため、事務局次長兼総務課長であるPと一緒に文部科学省及び厚生局に月2、3回出張していたと述べており、Qが被災者と付き合いがなかったとしても、被災者の業務内容を理解してい

なかったとはいえ、請求人の主張は認められない。また、Rに関しては同年〇月にS高校の会計課長から大学の会計課長に就任しており、その職責上会計の説明者として被災者の出張に幾度となく同行していることから、Rが被災者の業務内容をある程度理解していたと推認されるところであり、請求人の主張は認められない。

キ 請求人は新学部設置に伴う教授陣の確保が被災者にとってストレスになっていた旨主張するが、新学部設置に伴う新しい教授陣の確保については、平成〇年においては新キャンパスの用地が決定した段階であり、関係資料からは被災者の当該業務に関する業務負荷は認められない。

ク 以上を総合すると、被災者が本件疾病の発症直前から前日までの間において、異常な出来事への遭遇は認められず、発症に近接した時期において特に過重な業務や発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらすほどの特に過重な業務に従事していたものとは認められない。

(4) 被災者の平成〇年〇月〇日のT病院健診センターにおける人間ドックの検査結果をみると、①血圧検査：高血圧症（174/108mmHg）、治療継続、②胸部X線：心拡大軽度、治療継続、③身体計測：肥満（身長166.3cm、体重78.8kg、BMI28.5）、要治療、と記載されている。

また、被災者の脳血管疾患及び虚血性心疾患等の受診歴についてみると、被災者は、平成〇年〇月〇日以降、Uクリニックにおいて、「高血圧性心疾患」により毎月1回診察及び投薬治療を受けており、平成〇年〇月〇日以降は、「高脂血症、高尿酸血症」にかかる療養も併せて行っていたことが認められる。

これら請求人の既往歴と本件疾病との関係について、V医師は、「被災者は、心疾患のリスクファクターである高血圧、高脂血症、高尿酸血症に罹患しており、冠動脈の動脈硬化性病変の進行に対しこれらの疾患がリスクとして関与した可能性が考えられる。」旨意見を述べており、被災者は、虚血性心疾患と関連性のある進行中の疾病をリスクファクターとして有していたことが認められる。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。